

Japan OTIC 規約

(目 的)

第1条 本規約は、オープン RAN アライアンス (Open RAN Alliance の名称でドイツ連邦共和国ボン市裁判所により登録された団体を指し、以下「O-RAN」という。) が定める Criteria and Guidelines of Open Testing and Integration Centre (以下「OTIC ガイドライン」という。) に基づく Open Testing and Integration Centre の設立及びその運営にかかる基本的事項について定め、もって、日本における、電気通信事業等で利用される無線アクセスネットワーク (以下「RAN」という。) のオープン化、インテリジェント化、仮想化、高セキュリティ化を図るため、O-RAN が定める仕様 (以下「O-RAN 仕様」という。) の高度化に貢献するとともに、O-RAN 仕様に関し、新しい技術の実証、ベンダー等への支援、その実装を促進することを目的とする。

(団体の設立)

第2条 本規約末尾記載の各法人は、OTIC ガイドライン及び本規約に基づき、Open Testing and Integration Centre として、Japan OTIC と称する団体 (以下「本団体」という。) を設立し、本団体の設立時の構成員となる。

(事務所の所在地)

第3条 本団体は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

2 従たる事務所を第8条に定める執行会議の決議により置くことができる。

(事 業)

第4条 本団体は次の事業を行う。

- (1) 実証試験、コミュニティイベント (スピーカーセッション、ワークショップ、チュートリアル等)、試験施設内外での試験等を通じて、O-RAN 仕様の普及を支援するとともに、O-RAN エコシステムのオープン性を促進すること
- (2) プラグフェスト及び概念実証を通じて、O-RAN 仕様に基づく実装やソリューションの実証を行うこと
- (3) O-RAN が定めるコンFORMANCE試験の仕様に基づき、RAN 機器の O-RAN 仕様との適合性を試験・検証すること
- (4) O-RAN が定める相互運用性試験の仕様に基づき、O-RAN 仕様を使用した異なるベンダー等又は同一のベンダー等の提供した RAN 機器の相互運用性を試験・検証すること
- (5) O-RAN が定めるエンド・ツー・エンド試験の仕様に基づき、エンド・ツー・エンド

のシステムとサブシステムの機能試験及び性能試験を行うこと

- (6) ワークショップ、チュートリアル等を通じて、インテグレーターの技術力を育成すること
- (7) O-RAN (特に O-RAN が設置するワークグループ、Contributor (O-RAN ガイドラインに定める Contributor)) に対して、本団体の活動を通じて得られた知見を提供し、併せて他の OTIC との交流及び連携を図ることにより、O-RAN 仕様の高度化に貢献すること
- (8) その他前号までの各号に関連する事業

(会員)

第5条 本団体の構成員は、法人とし、かつ、OTIC ガイドラインに定める Host に該当する者でなければならない(以下「会員」という。)

- 2 会員は本団体の運営にあたり、OTIC ガイドラインを遵守するものとする。
- 3 本団体は、第8条に定める執行会議の決議をもって、会員を追加することができる。
- 4 会員は、本団体からの脱退にあたり、第8条に定める執行会議の決議による承認を得なければならない。

(代表会員)

第6条 会員の中から OTIC ガイドラインに定める designated multi-host representative に該当する会員(以下「代表会員」という。)を執行会議の決議により選出する。

(パートナーの参加)

第7条 本団体は、OTIC ガイドラインに定める Partner に該当する者(以下「パートナー」という。)を本団体の活動に参加させることができる。

- 2 前項に定めるパートナーの本団体の活動への参加の可否は、執行会議の決議によって決定する。
- 3 パートナーは、第5条に定める会員ではなく、執行会議及び幹事会の決議権を有しない。

(執行会議)

第8条 本団体の運営に必要な事項を審議し決定するため、第5条に定める会員に所属し当該会員が指名する者(以下「理事」という。)を構成員とする会議(本規約において「執行会議」という。)を設置する。各会員は、理事を1名指名する。なお、理事が執行会議に出席できない場合、当該理事を指名した会員は、自己に所属する者を当該理事の代理人として指名し、当該代理人を臨時に執行会議に出席させることができる。

- 2 執行会議の議題は、決議事項及び報告事項とし、決議事項は全理事による全会一致により決するものとする。

- 3 執行会議の議長は代表会員に所属し当該会員が指名した理事とし、本団体の代表者とする。
- 4 執行会議に事務局を置き、事務局の事務を統括する事務局長を置く。
- 5 執行会議は、情報通信技術を用いて開催することができるものとする。
- 6 執行会議の運営に必要な事項は、執行会議の決議により別に定める。

(幹事会)

第9条 執行会議の決議により幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会においては、執行会議が審議・決議を行い又は報告を受けるべき議題のうち執行会議から委任を受けたものについて、執行会議にかわり詳細な審議・決議を行い又は報告を受ける。
- 3 幹事会は、第5条に定める会員に所属し当該会員に所属する理事が指名する者（以下「幹事」という。）を構成員とする。各理事は、幹事を1名指名することができる。なお、幹事が幹事会に出席できない場合、当該幹事を指名した理事は、自己が所属する会員に所属する者を当該幹事の代理人として指名し、当該代理人を臨時に幹事会に出席させることができる。
- 4 幹事会の議題は、決議事項及び報告事項とし、決議事項は全幹事による全会一致により決するものとする。
- 5 幹事会の議長は代表会員に所属し当該会員に所属する理事が指名した幹事とする。
- 6 幹事会は、情報通信技術を用いて開催することができるものとする。
- 7 幹事会の運営に必要な事項は、幹事会の決議により別に定める。

(会員が行う業務)

第10条 本団体の会員が行う業務は次のとおりとし、業務の詳細は協定で定める。

- (1) 試験等業務
- (2) 共通事務等業務

(事業計画及び予算並びに事業報告及び決算)

第11条 本団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 事業計画及び予算は、その対象年度の前年度末までに執行会議で審議し決議する。
- 3 事業報告及び決算は、その対象年度の翌年度事業開始後3か月以内に執行会議で審議し承認する。

(会員間の協定の締結)

第12条 本団体の運営に関し、次の各号を会員間で締結する協定により定める。

- (1) 会員が行う業務の詳細

- (2) 各会員の責任
- (3) 各会員の担当する業務
- (4) 各会員における費用の負担
- (5) その他各会員間で合意が必要となる事項

(規則の制定)

第13条 前条までに定めるもののほか、本団体の運営に必要となる次の各号を規則で定める。

- (1) 本団体が行うサービスの種類
- (2) 試験等業務の実施手続き
- (3) 試験等業務に関わる対価を第三者から徴収する場合の額、手続き等
- (4) その他本団体の運営のために必要な事項

2 規則は執行会議の決議により定める。

(規約の改正)

第14条 本規約は執行会議の決議により改正することができる。

(団体の廃止)

第15条 本団体を解散するときは、執行会議の決議によるものとする。

附 則

第1条 本規約は、2022年12月20日（本団体設立の日）から施行する。

第2条 本団体の設立時の会員は次のとおりとする（社名五十音順）。

株式会社 NTT ドコモ

KDDI 株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

一般社団法人 YRP 研究開発推進協会

2 本団体の設立時の代表会員は、一般社団法人 YRP 研究開発推進協会とする。

第3条 本団体の設立時の執行会議の理事は次のとおりとする。

株式会社 NTT ドコモ 常務執行役員（CTO）R&D イノベーション本部長 谷 直樹

KDDI 株式会社 取締役執行役員専務 吉村 和幸

ソフトバンク株式会社 専務執行役員 兼 CTO 佃 英幸

楽天モバイル株式会社 執行役員 内田 信行

一般社団法人 YRP 研究開発推進協会 会長 渡辺克也

2 本団体の設立時の執行会議議長は、一般社団法人 YRP 研究開発推進協会会長渡辺克也とする。

以上本団体設立のため、この規約を作成し、設立時の会員が次に記名押印する。

2022年12月20日

会員 株式会社 NTT ドコモ

住 所 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー

代表者氏名 常務執行役員 (CTO) R&D イノベーション本部長 谷 直樹 (印)

会員 KDDI 株式会社

住 所 東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号 ガーデンエアタワー

代表者氏名 技術統括本部長 取締役執行役員専務 吉村 和幸 (印)

会員 ソフトバンク株式会社

住 所 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

代表者氏名 専務執行役員 兼 CTO 佃 英幸 (印)

会員 楽天モバイル株式会社

住 所 東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス

代表者氏名 執行役員 内田 信行 (印)

会員 一般社団法人 Y R P 研究開発推進協会

住 所 神奈川県横須賀市光の丘 3 番 4 号 YRP センター1 番館

代表者氏名 会 長 渡辺 克也 (印)